

1 2 島根県立大学人間文化学部入学前既修得単位等の認定に関する規程

平成30年4月1日制定
島根県立大学規程第164号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学人間文化学部（以下「本学」という。）における島根県立大学学則（以下「学則」という。）第35条に規定する入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 入学前の既修得単位等の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる申請書類を入学後2週間以内に、事務室教務学生課に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位等認定申請書（様式第1号）
- (2) 成績証明書
- (3) 講義等の概要

(単位の認定)

第3条 既修得単位等は、本学の開設授業科目と単位等の数が同等以上で、同一名称又は内容に類似性があり本学の開設授業科目として読み替えが可能なものについては、学則第35条第2項に定める範囲内で、本学の成績評価に換算し、学則別表1及び別表2に定める単位数で認定する。ただし、成績の換算が困難なものについては、学則第30条の規程にかかわらず、単位数のみを認定する。

- 2 既修得単位等の数が、本学の開設授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。ただし、既修得単位等の数が本学の開設授業科目の単位数に満たない場合であっても、複数の既修得単位等を併せた内容が、本学で履修したのと同程度の内容を有する場合は、本学の単一の開設科目に読み替えが可能な場合に限り、単位を認定することができる。ただし、この場合は学則第30条の規定にかかわらず、単位数のみを認定する。

(認定機関)

第4条 単位の認定は、該当する授業科目の関係教員の判断に基づき、教務委員会の議を経て教授会が行う。

- 2 教務委員会は申請に係る入学前既修得単位等について、申請者である学生からその内容及び修得の状況を確認することができる。

(認定結果の通知)

第5条 学長は、単位の認定結果を、その都度申請者に通知するものとする。

(履修登録の抹消)

第6条 第3条の規定に基づき単位の認定を受けた者は、認定を受けた科目について、1年次の春学期において履修登録を行っていた場合は、直ちに履修登録の抹消を行わなければならない。

- 2 前項に規定する履修登録の抹消を行なう場合は、履修登録抹消申請書（様式第2号）を事務室教務学生課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

既修得単位等認定申請書

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号
学科名等
氏 名

年次生

下記の既修得単位等について、学科の授業科目の単位として認定していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

記

修得区分	大学・短大・その他	学校・学部学科の名称 専門学校・検定機関等の名称		在籍期間等	年 月～ 年 月
------	-----------	-----------------------------	--	-------	----------

単位の認定を受けようとする授業科目			他大学等で修得した単位、特定学修、既修得単位等又は外国通信学修の内容・単位数等			
番号	授業科目名	単位数	授業科目名等	単位数等 (授業時間数)	成績評価	授業内容・取得年月日等

添付書類 (1) 成績証明書（短期大学、大学、専門学校、検定機関等が発行した履修、学修、修得単位、成績評価を証明する書類）
 (2) 講義等の概要（授業の内容、授業時間数又は単位数、検定の内容などが分かる書類（複写可））

